特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	身体障害者手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桶川市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県桶川市長

公表日
令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報 ④認定に必要な各種情報の照会 ⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	障がい者総合支援システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害福祉ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表20の項及び身体障害者福祉法等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「身体障害者手帳に関する情報」が含まれる項（37、42、48の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） なし（身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課障害支援係
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉課障害支援係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部障害福祉課障害者支援グループ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	障害福祉課長　桐生典広	障害福祉課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部障害福祉課障害者支援グループ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和2年5月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和3年1月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和2年12月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年1月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和2年12月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和2年12月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年12月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ-4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	法令の改正に伴い、見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ-3. 個人番号の利用	番号法別表第1の11の項	番号法別表20の項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三者（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「身体障害者手帳の交付に関する情報」「身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報」が含まれる項（16、27、28、31、54、55、56-2、57、79の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし（身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「身体障害者手帳に関する情報」が含まれる項（37、42、48の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） なし（身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。）	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害支援係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害支援係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため